

□■□■□■ ト ピ ッ ク 解 説 □■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□

ILOの活動内容、仕事の世界に関するトピックの解説を行っていきます。

第5回は労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言とそのフォローアップ
(ILO Declaration on Fundamental Principles and Rights at Work and its Follow-up) です。

◆◇労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言とそのフォローアップ (ILO Declaration on Fundamental Principles and Rights at Work and its Follow-up) ◇◆

1998年のILO総会で採択されたこの宣言は、ILO加盟国に対し、働く上での基本的な原則と権利の尊重、促進、実現を求めるものです。

宣言採択への歩みは、1994年のILO総会から開始されました。この年、総会に提出された事務局長報告をめぐる議論の中で、経済のグローバル化の中でのILOの価値が再確認され、その活動手段を強化する必要性が唱えられました。その後、1995年に開かれた世界社会開発サミットで採択された宣言と行動計画には、労働者の基本的権利に関する公約が盛り込まれ、行動計画には「労働者の基本的権利の尊重を擁護し、推進する上で、対応するILO条約の批准国にはその十分な履行を、未批准国には条約に内在する原則に配慮するよう求める」と記載されました。ここでの労働者の基本的権利には、強制労働並びに児童労働の禁止、結社の自由、団結権及び団体交渉権、同一価値労働同一賃金、雇用上の差別の撤廃が含まれました。次に、1996年に開かれた世界貿易機関(WTO)閣僚会議の最終宣言では、国際的に認められた中核的労働基準の遵守が改めて公約されました。同時に、これらの基準を採択し、取り扱う権限があるのはILOであることが再確認され、基準推進に向けたILOの活動に対する支持が表明されました。

このような流れの中で採択されたILOの宣言は、ILOの加盟国は加盟の事実によって、ILO憲章及びフィラデルフィア宣言(憲章附属書)に規定された権利と原則を承認しており、ILOの目的達成に向けて努力することを引き受けているため、ILO内外で基本的権利として確認されている諸原則に関わる条約を未批准の場合でも、その原則を誠実に尊重、推進、実現する義務があると規定し、基本的権利として、(1) 結社の自由と団結権の効果的な承認、(2) 強制労働の廃止、(3) 児童労働の実効的な廃止、(4) 雇用及び職業における差別の排除の4原則を明記し、ILOは加盟国がこの原則適用努力を支援する技術協力等を提供するとします。さらに、この宣言及びフォローアップを保護貿易目的に用いたり、国の比較優位を問題視する手段にしてはならないと明記しています。

フォローアップは上記4原則に関する二つの報告(未批准基本条約の年次フォローアップとグローバル・レポート)とその審議より生じた技術協力行動計画から構成されています。年次フォローアップは基本条約未批准国に、関連する法規・慣行の変化に関する年次報告を求め、集めた報告を編纂し、理事会で検討するものです。グローバル・レポートは、ILOの提供した支援の効果を評価し、将来の活動における優先分野を確定するために、4原則について、毎年、一つずつ順番に世界の状況を総合的に報告するものです。グローバル・レポートは事務局長報告として総会に提出され、審議されます。審議を受けて、ILO理事会でその分野の技術協力のための行動計画、優先項目等が確定されます。

各原則に関連する基本条約は、宣言には明記されていませんが、理事会で、次のように確認されています。(1) 結社の自由及び団結権保護条約(第87号)と団結権及び団体交渉権条約(第98号)、(2) 強制労働条約(第29号)と強制労働廃止条約(第105号)、(3) 最低年齢条約(第138号)と最悪の形態の児童労働条約(第182号)、(4) 同一報酬条約(第100号)と差別待遇(雇用及び職業)条約(第111号)

理事会は未批准条約の年次フォローアップに際し、専門家を任命して、報告書の序文を作成し、議論が必要な側面に注意を喚起してもらうことができます。現在、A.

エルボライ・カイロ大学法学部長、M. ラド・雇用庁（ブダペスト）上級顧問ら 7 名が専門家顧問団として任命されています。

1999 年に基本条約未批准諸国から提出された年次報告を、2000 年 1 月に専門家顧問団が検討することによってフォローアップの手続きが開始されました。同年 3 月の理事会に年次報告集と顧問団による序文が提出され、審議されました。同年 6 月の総会には上記 4 原則の 1 番目である結社の自由と団結権の効果的な承認に関するグローバル・レポートが提出され、審議されました。2001 年は強制労働、今年は（3）の児童労働がレポートのテーマになっています。総会、理事会での審議を経て、既に、結社の自由と団体交渉権の推進、強制労働に関する行動計画が策定され、結社の自由原則に関する啓発活動、ブラジルやネパールの強制労働対策など具体的な活動が進められています。

貿易と労働基準の問題に ILO は創立以来関わってきましたが、宣言の採択により、中核的労働基準の実現に向けた大きな一歩が踏み出されたことになります。ILO は事務局内に専門の部局を設け、宣言の積極的な推進を図っています。